

平成 29 年 2 月 23 日

社会福祉法人和木町社会福祉協議会会長専決規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人和木町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第 27 条に規定する本会会長（以下「会長」という。）が専決する事項について必要な事項を定めることを目的とする。

(専決事項)

第 2 条 会長は次の各号に掲げる事項を専決することができる。ただし、本会の運営に重大な影響があるものを除く。

- (1) 職員の任免に関すること
- (2) 職員の労務管理・福利厚生に関すること
- (3) 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が本会に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの
- (4) 設備資金等の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの
- (5) 建設工事請負、業務委託及び物品納入等の契約及び各種代金の支払いに関すること。ただし、金額 100 万円以上のものについては、理事会の承認を得て決裁するものとする。
- (6) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分に関すること。但し法人運営に重大な影響があるものを除く
- (7) 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄に関すること。ただし本会の運営に重大な影響がある固定資産を除く

- (8) 予算上の予備費の支出
- (9) 和木町及び社会福祉法人山口県社会福祉協議会との契約に関する事
- (10) 総合福祉会館の管理運営に関する事
- (11) 各種事業の運営に関する事
- (12) 会費、寄付金、利用料、補助金及び委託金等収入の受け入れに関する事
- (13) 事務事業推進上、必要な要綱、基準、細則等の制定及び改廃に関する事
- (14) 税金の申告及び納付に関する事
- (15) 前各号に掲げるもののほか、緊急を要し、会長において処理すべきもの

(報 告)

第 3 条 前条第 1 項第 15 号の規定により専決を行った場合は、次の理事会に報告しなければならない。

(委 任)

第 4 条 この規程に定めるもののほか、会長の専決に関し必要な事項は理事会において定める。

附 則

この規程は平成 25 年 5 月 27 日から施行する。

附 則

この規程は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。